

平成30年第3回早島町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成30年3月12日（火）

午前10時00分から午前11時5分

2. 早島町役場 2階第1会議室

3. 出席委員

11名

4. 欠席委員

1名

5. 傍聴人数

なし

6. 議事日程

(1) 農地法第3条（所有権の移転）許可申請について

(2) 農地法第4条の規定による許可申請について

(3) 農業経営改善計画認定申請書の審査について

(4) 農地法第5条（所有権の移転）転用届出について

(5) 農地法第5条（使用貸借権の設定）転用届出について

7. 農業委員会事務局員

4名

【午前 10 時 00 分】

事務局

おはようございます。ちょっと時間が早いんですが、皆さんおそろいでございますので、ただいまから平成 30 年第 3 回早島町農業委員会を開会いたします。
初めに、会長よりご挨拶をお願いします。

議長

皆さんおはようございます。お彼岸が来ましたが、寒いのが続きますね。また暖かくなれば草もたくさん生えるし大変だと思います。そうすると、またもみをまかにやいかんというようなことですが、例年のごとくやはりすぐ 1 年が来ます。だから、農作業にも体にも特に気をつけて、けがのないようにしていただきたいなと思っております。簡単ですけど、終わります。

事務局

ありがとうございました。
それでは、初めに会議の成立についてご報告をさせていただきます。
本日在任委員数 12 名中、出席委員 11 名、欠席委員 1 名でございます。農業委員会等に関する法律第 21 条第 3 項によりまして在任委員の過半数がご出席をいただいておりますので、本日の会議は成立していることをご報告させていただきます。
それでは、早島町農業委員会会議規則第 4 条によりまして、議長は会長が務めるということになっておりますので、以降の議事進行は会長よりお願いいたします。

議長

欠席者は●●さんじゃな。
これより議事に入ります。まず、議事録署名委員の指名を行います。私のほうで指名してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

それでは、議事録署名委員は●●委員、●●委員をお願いいたします。よろしくをお願いします。
それでは、日程 1、議案第 8 号・番号 1 農地法第 3 条所有権の移転許可申請についてを議題といたします。事務局、説明方お願いいたします。

事務局

それでは、議案書 2 ページをご覧ください。
今月の農地法第 3 条・所有権の移転許可申請の 1 件でございます。
番号 1 についてですが、譲受人は●●にお住まいの●●さん、譲渡人が同住所にお住まいの●●さんです。
申請地の持分について、現在、●●さんは 100 分の 85 を所有されており、

	●●さんは100分の15を所有されています。本申請で申請地の所有権全てを●●さんに移転するものです。 位置図は3ページとなり、土地の所在地は●●、地目が田、面積が●●平米、●●、地目が田、面積が●●平米で合計●●平米になります。譲受人の耕作面積は●●平米となっており、5反以上の農業経営農家であります。 説明は以上です。
議長	ありがとうございます。 それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を●●委員からお願いいたします。
農業委員	報告いたします。 3月8日、現地確認をしてまいりました。この田んぼは、地図で見ますと、赤色と黄色となっておりますが、これは1枚の田んぼでございます。去年耕作しておりまして、今年も耕作するものと思われます。 以上です。
議長	ありがとうございました。 これより質疑に入ります。何かこの件に関して質疑はありますか。 よろしいですか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長	それでは、その他のご意見等もよろしいですか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長	ありがとうございます。質疑、質問はないようでありますので、議案第8号・番号1農地法第3条所有権の移転許可申請については承認したいと思います。いかがでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議長	異議ないようでありますので、議案第8号・番号1農地法第3条所有権の移転許可申請については許可相当に決定いたしました。 続きまして、日程2の議案第9号・番号1農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。 事務局、説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案書4ページをご覧ください。

今月の農地法第4条の規定による許可申請は1件でございます。

番号1についてですが、申請人は●●にお住まいの●●●●さんでございます。

位置図は5ページとなり土地の所在地は、●●、地目が田、面積が●●平米、●●、地目が田、面積が●●平米、●●、地目が田、面積が●●平米、合計●●平米になります。

農地区分は第3種農地、転用の目的が露天駐車場となります。

詳細は、6ページの土地利用計画図の写しに記載があるので、ご覧ください。

申請理由は、現在申請地のすぐ北側に居住していますが、車を置くスペースが手狭のため、所有、耕作している田の一部を造成し、露天駐車場として整備したいとあります。

申請地の周囲には農地はありますが、隣接地には擁壁を施工し、雨水排水は南側の申請人所有の田へ排水することとしています。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を●●委員からお願いいたします。

農業委員

3月8日に現地確認をさせていただきました。場所は公民館の西のテニスコートがありますけれども、資料館の裏の方です。それで、自宅の前、9ページにありますように、自宅の入り口から道路をつくって、奥のほうに駐車場をつくるつもりです。現在、自分の田んぼですが、その前にもありますから耕作されてますが、道は問題ないというところです。

議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。何かこの件に関して質疑ありませんか。

質疑いかがでしょうか。

ありませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

それでは、その他のご意見等は。

ご意見もよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長	質疑、ご意見ないようでありますので、議案第9号・番号1農地法第4条の規定による許可申請については承認したいと思います。いかがでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議長	異議ないようでありますので、議案第9号・番号1農地法第4条の規定による許可申請については許可相当に決定いたしました。 続きまして、日程3、農業経営改善計画認定申請書の審査についてを議題いたします。 事務局、説明方お願いいたします。
事務局	それでは、議案書7ページをご覧ください。 このたび農業経営基盤強化促進法第12条第1項に基づき、農業経営改善計画認定申請書が早島町に提出されました。計画の認定に当たり、早島町農業経営改善計画・青年等就農計画審査委員会設置要綱第4条に基づき、審査委員会の構成メンバーである農業委員会に意見を求められました。 次に、8ページをご覧ください。 今回の農業経営改善計画認定申請は1件でございます。 申請者は●●にお住まいの●●さんです。 以降9ページから11ページにかけて農業経営改善計画では、申請人の●●さんは水稻、ブドウ、大豆などを営農類型としており、5年後の目標を明記されております。早島町の基本構想では、年間労働時間1,600時間、所得目標360万円を目標として掲げており、5年間でその目標の8割に到達されるように作付面積及び経営面積の目標を掲げています。こちらは更新の案件になります。 計画書の内容を審査した結果、事務局案としては適当と意見することが相当であると考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	説明ありがとうございました。 これより質疑に入ります。何か質疑がありませんでしょうか。 はい、●●委員。
農業委員	ここで、目標で新しい技術の取り入れって、光苗というのがあるんだけど、聞いたことがない新しい技術じゃったらちょっと教えてほしいなと思う。10ページの真ん中の所ですかね、「今後とも光苗等を取り入れる」それで導入の際に補助事業を活用で、補助事業いう中でお金とかは借り入れないというふうにしてあるけど、補助金以外の補助事業いうのはどういようなもんがあるんか、ちょっとその新しい情報を聞きたいなと思って。

議長	事務局、何かわかりますか。説明できますか。
農業委員	光苗、密苗のことじゃねえんとかやうん。
農業委員	それと思うんじゃないけど、密苗じゃったら密苗にしてくれ。光苗だから、また違う苗があるんかもわからんから、新しい技術があるんじゃないたら、農業しょうる者にこういうええ方向があるよとかいう情報を流してほしいな。聞いたことのない名前だから。それと、下に補助事業の導入いうてあるわね。規模拡大の所で目標達成のための。それで補助事業というのはほとんど補助金、お金が絡んでくることだろうけど、資金の利用はしないになってる。だから、ほかに資金以外に何かええ制度があるのかなと思うて自分だけでええ情報を持たずに、やっぱり農業しょうるみんなにええ情報流してくれるようなことが欲しいですね。
農業委員	ずっと前の話ですけど、紫苑というブドウができた時分に委員会の人がおったんですよ。その人が何も言わずにしてたから、せめてこういうようなブドウをするということを一言あってもよかったなということ。今、●●さんが言われたように、こういう苗があるんなら、皆さんどうかなということをやっぱり示してもろうたほうが農家の一員としてもな。
農業委員	そうそうそう、じゃけえ、ええ事業とかがあるんだったら、こんな事業あるから早島の農家の人はそういうようなのを使って、もっとどんどん農業をしてくださいよとか、自分だけええニュースを持って自分だけでするんじゃないいう考えじゃなしに、やっぱりみんなにええことを広めてほしいなあと。認定農業者じゃたらこういうなええ情報があるで、こういうようなことをせえとかな、こういうようなニュースがあるから研究してみいとかいう情報をやっぱり交換せなんだら、認定農業者になっても早島の農業いうのはええように行かんが。
事務局	ご指摘があった光苗の件ですけど、これはすみません、申請書の誤字でして、密苗で間違いなんです。
議長	密苗じゃな。
事務局	密苗です。今のところ●●さんは制度資金を利用されてないんですけど、今後必要であれば、そこの補助事業を活用するというのを容認されておりますので、今のところは補助資金を使われていないということですが、必要に応じて活用していきます。よろしくお願いします。
議長	ほかに質疑ありませんか。

	はい、●●委員。
農業委員	私ちょっと余り詳しくないんで教えていただきたいんですけども、ブドウの作付面積が●●アールで今●●キロって書いとられるんですけど、このブドウ●●アールのまま●●キロに拡大されるということで、これは現実的に可能なのかなってというのがちょっとこう。
農業委員	説明してもいい。
農業委員	はい、教えてください。
農業委員	まず無理。けど、この認定農業者の５年で１回書き換えですわ。それをクリアするためには作文が要るんです。だから、作文をしとるわけ。ただそれだけ。世の中みな作文じゃから。作文ということは、文をつくれと。
農業委員	それは適当と判断する事務局の基準があれば教えていただきたいんですが。
事務局	この申請書を提出されるに当たって、１回●●さんと建設農林課とあと県の備南広域農業普及センター担当の方と１回すり合わせじゃないですけど、１回見ていただいて、その中で●●アールで●●は無理な数字ではないというのは、県の担当の方はおっしゃっておりまして、それで今回審査委員会の構成員も備南普及センターの方が入られてまして、その方からは問題ないという意見はいただいております。
農業委員	目標じゃから。目標の作文をしなさい。絶対しますじゃないけん、目標じゃけん。達成できるかできんかはわからん。自分の希望じゃけん。
農業委員	認定農業者になったら何かかなりのメリットがあるからかな。借金があると思うんだけど。
農業委員	今までは、認定農業者とか農業法人とかは補助金がありますよと。個人は補助金がありませんよという。だから、ええことはあったけど、３０年からはなくなった。
農業委員	３０年というのは今年かな。
農業委員	そう、今年からもうない、補助金がね。

農業委員	認定農業者になってもないんですか。
農業委員	そうそう。けど、また新しい事業を考えて、認定農業者とか農業法人の人は、こういうことができますというようなまた新しいことができてくる可能性もある。じゃから、政府が個人の小さい農家はやめなさいというようなことを言っとるが。だから、それに持っていくような格好みたいな。
農業委員	●●さんはここへ、経営面積合計が●●アールとなってるけど、岡山市のも入っとるわけですか。
事務局	下に書いてます。
農業委員	作文だからいいんじゃ。じゃから、大豆でも1町5反はまずよう植えんだろう。どう考えてもよう植えんだろう。植えても率が悪いけえ。やっぱり米を植えるじゃろう。じゃけん、これは目標。
議長	ほかにありませんか。 はい、●●委員。
農業委員	早島町の認定農業者の所得目標というのは、町としたら大体どのぐらいのものなんですか。
事務局	今の早島町の基本構想では、概ね450万円。今回は概ね8割ということで、360万円、それで出されています。一応概ね町の基本構想の中にも、所得目標は概ね450万円とするとなっておりますので、この目標の所得自体は問題はないと思います。
農業委員	ついでに、さっきのと同じですけど、作文のほうが限度がありますから、実現可能な目標だということで一応設定すべきじゃないかという気がするんですけど。
農業委員	●●万円は絶対取れない。
農業委員	さっき大豆の話がありましたけど、大豆の目標で●●からつくるようになってしょう。ところが、こっちの機械のほうで全然大豆関連の機械が見当たらんのです、トラクターとかは別として。刈り取りとか収穫のあたりは当然大型の機械が要るんじゃないかないう気がするんですけど、そういったあたりが全然示されてないのがちょっとおかしいですな。

農業委員	これは売り上げじゃないけえなあ、所得じゃけえなあ。10年じゃけえ。この●●万円いうんがあるが。10年で●●万円いうたら上がらん。●●では。よほどええ経営をせなんだら、売り上げが絶対できない、
農業委員	これを申請したら審査は誰がするわけ。
農業委員	町がします。
事務局	審査自体は、審査委員会のメンバーでやりますのと、町の建設農林課と県の農業振興課、あと備前広域農業普及センター、あとJAの早島町支店と農業委員会が構成メンバーになっておりまして、今のところ農業委員会のほかのメンバーの方からは意見なしという回答が集まっております。農業委員会も審査メンバーの一員です。
農業委員	継続じゃしね。再申請というかね、継続申請で、それは目標じゃけん。それは営業じゃあねえけえ。こういうような農業がしたいという目標じゃけん。じゃけえ、これがわしは1,000万円稼げてえんじゃいうたら1,000万円でもええわけじゃ。そうしたら、どういふええ技術を持っとるんか教えてほしいなと思う。
農業委員	●●さんで、これで認定農業者が早島町何人なるん、10人ぐらいなるんですか。
事務局	認定農業者は今のところ9人です。
農業委員	水稻をしょうる人は少ないな。
事務局	半分以上は水稻です。
農業委員	認定農業者は規模は関係ないけん。
農業委員	規模がそれなりになかったら450万円も無理だろう。
農業委員	1人は2アールぐらいしかしてないのに認定農業者がおるだろう。だから、みんななりやええんで、認定農業者。
事務局	皆さん本当に認定農業者さんになっていただきたいと思います。拡大したいん

	だというご意思がおりの方が認定農業者になって、それで先ほどから出てきてます制度融資なんかも優先的にこう受けられるような、そういったところがありますので、本当にこれから拡大していきたいんだというご意思がおりの方であれば、もう全然ウェルカムの状態ですね。
農業委員	以前もちょっとここでもお伺いしてきたんですけど、町の所得目標自体が450万円ということで、非常に現実的にはなかなか困難な数字を目標に掲げておられるがゆえに、ちょっと一足飛びにはなかなか難しい計画を出さざるを得ない状況ってのはやっぱりあると思うんですね。やっぱり年間、町の所得目標自体が確かに生活できるだけの450万円というのは、現実的な数字であると思うんですけど、農業していく上では450万円所得目標ってのは余り現実的じゃないというか、特に早島町みたいな小さい地域では450万円の所得目標というのを達成するのは容易にならざる状況であるわけで、その中で作文をつくれということになるから、なかなかこう一足飛びに難しいような目標を立てざるを得ないわけですね。 だから、これから早島町も認定農業者を拡大していこうというふうに目標を立てておられるわけですから、その所得目標について、もうちょっと現実的な計算の仕方というのが必要なんじゃないかな。ただ単に一律450万円ですよというて、そこに目標を立てて作文をつくってくださいよというふうな話じゃちょっとなかなか。それはそういう作文つくれる人はいらっしゃるのかもわかりませんが、真面目にされてる方ってなかなかそこまで目指せんから、認定農業者をよう申請できんわと言われる方もおられるんじゃないかなというふうに思うので、その辺はもうちょっと検討が必要なんじゃないかなと思うんですが。
事務局	前回の昨年更新時、今回の基本構想変えたときにそういったご意見いただきますが、県のほうとも協議して現実に見合った計画に近づけるようにしていきます。
農業委員	これは認定農業者が残ってるけれど、平均年齢で見てどのぐらいなんですか、皆、間違いなく70以上でしょう、早島町だったら。
事務局	70歳以上だと思います。
農業委員	34年の目標の作付面積が上が●●アールになってきておるんですけど、その下の所有地、借用地を合わせても●●アールにはちょっとならないんです、よね、数字が。●●アールほどちょっと違うんじゃないかなと思うんですが。
農業委員	上が●●アールで、下のこの目標、所有登記者の用地を合わせると●●になる

	んですよ。だから、●●アールほどちょっと数値が合わない。
事務局	そうですね。同じほうがいいと思うんで。すみません。チェック漏れだと思えます。確認して直しておきます、面積も、細部を詰めて。
農業委員	認定農業者はやる気があるんじゃないということだけのこと。それで補助金とか使おうと思うたら、今度その制度の枠がまた厳しゅうなるから、書類で落とされる者が多い。これが認定で、補助金の場合は難しゅうなる。今規模が何ぼうで、それでほんなら5年先に何ぼうしますと、そしたら実績を報告せにゃいけん。実績がなかったら、そこでアウトされて弁償せにゃいけんが。実際農業しょうる、やる気があるいうのをしとるだけのことじゃと思う。補助金を使おうと思うたら難しいと思うわ。だから、僕が今使うとるやつでもほとんど落とされとる。結局ぎょうさん、まあ十何町しょうります。落とされるいうんが、あの人はずょうさんしょうると。けど、計画書は少ない。実際は10町と、計画書は5町だと。けど、あの人ようけしょうるんじゃないいうて申請しても、計画書を見たら規模が違いますよといったら、もうそこで落ちるし、それで今度はほんなら5年先には10町、20町にしますとかいうふうに、その貸すんが10町だったら15町にしないよという枠がそれが達成できてなかったら、それもアウトで弁償で返さにゃいけん。だから、政府も金を出すまあとしょうるからだんだんと難しい、補助金を使おうと思うたら。それで、今年も補助金があって、そしたら最先端の技術を取り入れる場合は補助金が使えますよと。そしたら、それは何なら言うたら、パソコン系、じゃけえ田んぼをパソコンで自動管理、それからドローンを使って予防するとかいう、そういうなのが補助金があるけど、あとは出ないよと言うたらまるっきり使えない。だから、条件が物すごく難しくなってる、使おうと思うたら。政府が出すまあとしょうるから、なしにいうたらまた突っ込まれるからありますよと。けど、条件がこうじゃから許可が出ませんというふうに。補助金に対してのいろんな条件があるからまた難しい。
議長	質疑はよろしいですか。はい、●●委員。
農業委員	認定農業者についても資格要件の一つですから、そんなによくなるならつくってもらいますけど、中の計画が余りにもずさんであれば、こんなものを農業委員会の意見として認めたんかいうことになりますから、一応事務局のほうで再度総点検してもろうて、それで本人が直すところは直してもらって、甘いものじゃなしに、余り詰めても……。
議長	いや、さっき検討して修正すると言ようたよ。それだけ直しや済むんじゃ。

農業委員	まあ、そういうことじゃけど。農業委員会のメンツに関わりますわ。
議長	今の●●委員の話とあれなんですけど、結局質疑は終了させていただいてよろしいですかね。そういうことでいったん計算はして、本人に話をすると言うてますんで、事務局は。
農業委員	もう一度最後出し直していただいたほうがいいんじゃないですか。このブドウの面積もこれから４年後にいきなりブドウを収穫できるような状況に持っていくというのは、それはなかなか厳しいでしょう。
農業委員	いや、面積は変わらんよ。今の１０倍ならすわけ。じゃから、去年はこういうような積み方じゃったから●●キロしかとれんかったけど、今度はこういうようなつくり方をすれば●●キロ、１０倍とれますよという目標にしとるわけ。面積は変えてない。だから、新しい技術があるんじゃないけえ何でもして。じゃけえ、そういうなええ技術があつたらみんなにこう披露してくれりゃ稲でも何でもええんじゃけど、僕はブドウしょうらんけんわからんけど。
農業委員	●●はあれかな。今年は密苗を植える機械を導入するんですかな。
農業委員	いや、せんじゃろう。まだしてないじゃろう。目標じゃけん。
議長	それじゃあ、次の意見に行かせて、もうよろしいですか。質疑はよろしいですね。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長	大体出ましたから。意見のほうで事務局のほうが本人と話して、訂正なりをするということで話になつとんなんですけど、それでよろしいでしょう。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議長	それからよく事務局話をしてみてください。
事務局	１個確認なんですけど、農業委員会としてどこの部分がどう、簡単に言えば、作付面積がこの面積でこの数量は絶対とれないと、どの変更をすればよいでしょうか。
農業委員	数字の作付面積の誤差が●●アールが不明なんと、あと誤字があるのとは直し

	ていただいたほうがいいですよ。
事務局	そこはそうですね、直させていただきます。
農業委員	この認定を受けるに当たっては、もう青色申告をせにゃいけんのんか、白のままで申告でいいのか。
農業委員	それは青で。それで、今度は青色申告じゃないと補助金が使えませんよとかなつとるが、だんだんだんだんもう金を出さんようにしょうるでしょう。せえじゃけえ、次の保険、農業の保険があるが、稲の。あれも青色申告じゃないと入れませんよとかなつとるが。じゃから、もう白で個人でしょうる者はどんどんどんどん省かりよるから。せえじゃけえ、水稻の保険も入れん。
議長	それじゃあ、止めさせていただきます。 質疑と意見等はよろしいですか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長	いろいろありましたけど、ないようでありますので、議案第10号・番号1については適当であると決定したいと思います。いかがでしょうか。 よろしいですか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
事務局	先ほどの申請書の誤りは、また申請者と話して訂正させていただきますんで。
議長	質疑も意見も幾らかありましたので、ないようでありますのではと言えないんですけども、議案第10号・番号1農業経営改善計画の認定に係る意見については、適当である旨を意見することに決定いたしました。 続きまして、日程4、報告第7号・番号1農地法第5条所有権の移転用届出についてを事務局から説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書12ページをご覧ください。 今月の農地法第5条、所有権の移転用届出については2件でございます。 番号1について、譲受人は●●、●●さん、譲渡人が●●、●●さん及び●●、●●さん及び●●、●●さん（持ち分2分の1）、それと●●、●●さん（持ち分2分の1）でございます。 位置図は13ページとなります。

	農地の所在は、●●、地目が田、面積が●●平米、●●、地目が田、面積が●●平米、●●、地目が田、面積が●●平米、●●、地目が田、面積が●●平米、合計●●平米になります。 こちらは市街化区域の第3種農地で、露天駐車場としての所有権移転用届となっております。こちらの届出については、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。 説明は以上です。
議長	ちょっと聞きたいんですけど、譲渡人のCの●●さんって、これは●●って、早島のこれはあれか、●●さんの息子か。
農業委員	●●さんの息子じゃ。
議長	●●のほうはどっちの息子かな。
農業委員	●●さんの息子が●●かな。
議長	ありがとうございます。 それでは、ただいまの説明に関連して、現地確認の結果を●●委員からよろしくお願いいたします。
農業委員	2月1日、ちょっと先になったんですけど、現地確認してまいりました。周辺には別にもう田畑はほぼなくなっております。迷惑はかからないと思いますので、審議のほどよろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。 これより質疑に入ります。何かこの件について質疑がありませんか。 課長、ここは大型はしないの。
事務局	僕が聞いておるのは、●●の2トンと聞いてます。
農業委員	それは大型トレーラーも11トンも●●のほうから入ってってしょうる。ダンプとかトレーラーの頭はどっちからでも入れるけえ、●●のほうからも来れる。
議長	あんなん通れるんか。
農業委員	通れる。それから、すごい長いやつは入れてないけど、短いやつは11トンタンクとかああいいうなんもやっとなる。こっちはもう小型を主にしてるけど、やっ

	ぱり仕事は少なかったろう。駐車場ができると、大型が入ってくる。今、止める場所がないけん。だから、こっちの駐車場が完成すると、大きい車も入ってくると思う。
議長	ありがとうございました。 ほかに質疑ありませんか、この件に関して。 よろしいですか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長	それでは、その他のご意見等もよろしいですか。 ありますか。いかがでしょうか。よろしいですか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長	質疑、意見はないようでありますので、以上で報告第7号・番号1を終わります。 続きまして、日程4の報告第7号・番号2農地法第5条・所有権の移転転用届出について事務局からご報告をお願いします。
事務局	それでは、議案書14ページをご覧ください。 番号2について、譲受人は●●、●●さん、譲渡人が●●、●●さんでございます。 位置図は15ページとなります。 農地の所在が●●、地目が田、面積が●●平米です。 こちら市街化区域の第3種農地で、露天資材置場としての所有権移転転用届となっております。 こちらの届出についても、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。 説明は以上です。
議長	ありがとうございます。 それでは、ただいまの説明に関連して、現地確認の結果、●●委員お願いします。
農業委員	2月6日に現地確認をしてまいりました。●●の道を挟んだ西側でございます。この地域は本当にもう田んぼがありません。別に迷惑はかからないと思いますので、審議のほどよろしくをお願いします。

議長	ここは市街化ですね。
農業委員	はい。
議長	その他ありませんか、質疑。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長	ご意見に入ります。意見はよろしいですか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長	質疑、意見もないようでありますので、以上の報告第7号・番号2を終わります。 続きまして、日程5の報告第8号・番号1農地法第5条使用貸借権の設定に係る転用届出について、事務局から説明方お願いします。
事務局	それでは、議案書16ページをご覧ください。 今月の農地法第5条の使用貸借権設定の転用届出については1件でございます。 番号1について、使用借人は●●、●●さん、使用貸人が●●、●●さん、持ち分が2分の1です。 位置図は17ページとなります。 農地の所在が●●、地目が畑、面積が●●平米です。 こちらも市街化区域の第3種農地となっており、自己用住宅としての使用貸借権設定の転用届となっております。 こちらの届出についても、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しております。 説明は以上です。
議長	ありがとうございます。 それでは、ただいまの説明に関連して、現地確認の結果、再び●●委員、お願いいたします。
農業委員	2月14日に行ってまいりました。●●があるんですけど、●●の入り口から入って本当に30メートルほどの敷地でございます。周辺には迷惑をかけないと思いますので、よろしくお願いします。

議長	ありがとうございました。 それでは、これより質疑に入ります。何か質疑はこの件に関してありませんか。 市街化ですからよろしいですか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長	次は、その他のご意見等もよろしいですか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長	質疑、ご意見等もないようでありますので、以上の報告第8号・番号1を終わります。 それでは、その他の件について事務局からお願いいたします。
事務局	それでは、その他について、まず賃借料情報についてご報告します。 机の上にお配りしております賃借料情報の提供についてという2枚の紙をご覧ください。 こちらのほうが平成21年12月15日改正農地法の施行により、標準小作料制度が廃止されたことから、改正農地法の規定により、過去1年間に実際締結された賃貸借契約に基づき賃借料情報を提供することとなっております。 1枚めくりまして裏面をご覧ください。 平成29年に締結された賃貸借における賃借料水準は、表のとおりとなっております。下の※マークに記載がありますが、物納については、一番出荷量が多かったアケボノ2等米の『1万2,700円』に換算して計算して額を出しております。そして、最後のページは賃借料水準の平均額推移となっております。 その3枚をホームページで公開する予定となっております。賃借料情報については以上です。 次に、次回の農業委員会は4月10日火曜日午前10時からを予定しております。場所は2階の第一会議室です。また、議案書を送付いたしますのでよろしくお願いします。 以上でその他の報告事項を終わります。
議長	4月11日じゃろう。
事務局	10日です。10日の火曜日です。
議長	火曜日じゃな。

農業委員	賃借料の件について、これを他の市町村ということで比較はできないんですか。
議長	あったほうがええなあ。前は各市町村、倉敷市とかのが出てましたね。そうすれば比較できるんじゃないけど、これは早島町だけだったら、倉敷市なんかがどうなっとなるかということが。前はそれで審議をやってたんですよ。だから、今はそうなったんかもわからんけども、早島だけではやっぱりわからん、私ら。その辺をちょっと調査していただいて出されたほうが、これから特に後継者がいないんで、貸すような人がどんどん増えてくると思うから、それをはっきりしてあげておかないと、農家の人もちょっと四苦八苦するんじゃないかと思いますけど、いかがでしょうね、その辺。できますか。例えば倉敷市。
事務局	もしこれが要るということであれば近隣の市町村に相談してみます。
議長	そうしてください。 ほかに何かありませんか。 ほかにないですか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長	ないようでありますので、以上で本日の議案並びに報告事項は全て終了いたしました。 第3回早島町農業委員会を閉会いたします。 ご苦労さまでした。

上記会議の次第は、事務局●●の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

平成30年 月 日

会 長

議事録署名委員

番

番